

入札参加資格登録業者 様
(工事の登録業者 様宛)

会津若松市長 室井 照平
(公 印 省 略)

現場代理人の常駐義務緩和措置の拡大について（通知）

このことについて、入札の競争性及び受注機会の確保を図るため、福島県の要件拡大に準じ、本市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準（以下「運用基準」という。）の一部を下記により改正しましたのでお知らせいたします。

記

1 改正内容

以下のとおり、対象工事の金額要件を拡大します。

【改正前】

基準 No.	対象工事（各ア～ウの全てを満たすこと）	兼務可能件数
(2)	ア 市が発注する工事	2 件
	イ 同種工事である	
	ウ 当初請負金額がそれぞれ 2,500 万円未満 (建築一式の場合は 5,000 万円未満) の工事	
(3)	ア 市が発注する工事	3 件
	イ 同種工事である	
	ウ 当初請負金額がそれぞれ 2,500 万円未満の工事で、 かつ 兼務する工事の当初請負金額の総額が 3,000 万円未満 の工事	



【改正後】

基準 No.	対象工事（各ア～ウの全てを満たすこと）	兼務可能件数
(2)	ア 市が発注する工事	2 件
	イ 同種工事である	
	ウ 当初請負代金額がそれぞれ 3,500 万円未満 (建築一式の場合は 7,000 万円未満) の工事	
(3)	ア 市が発注する工事	3 件
	イ 同種工事である	
	ウ 兼務する工事の当初請負代金額の 総額が 3,500 万円未満 の工事	

2 適用日

令和2年2月17日以降に常駐緩和の申請があった案件から適用する。

3 留意点

現場代理人を兼務する場合であっても、これまで同様、以下の点に留意すること。

- (1) 兼務する工事のいずれかには必ず駐在し、必要に応じ行き来すること。
- (2) 市工事監督員及び工事現場との連絡を常時行える体制を整えること。
- (3) 安全管理の徹底や工事品質の確保に一層配慮すること。
- (4) 運用基準3第2号の規定により、常駐緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故や施工管理の不備等が発生した場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。